

木更津市地域防災計画

第 6 編 公共交通等事故編

《目 次》

第1章 海上事故災害対策	公-1
第1節 基本方針	公-1
第2節 予防計画	公-1
第3節 応急対策計画	公-2
第2章 航空機事故災害対策	公-5
第1節 基本方針	公-5
第2節 予防計画	公-5
第3節 応急対策計画	公-5
第3章 鉄道事故災害対策	公-7
第1節 基本方針	公-7
第2節 予防計画	公-7
第3節 応急対策計画	公-7
第4章 道路事故災害対策	公-9
第1節 基本方針	公-9
第2節 予防計画	公-9
第3節 応急対策計画	公-10

实施担当一覧

[illegible]

第 1 章 海上事故災害対策

第 1 節 基本方針

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の対象となる災害は、次のとおりである。

1 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの

2 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

なお、油等の流出事故については第 5 編第 4 章「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

第 2 節 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

ア 木更津海上保安署等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 木更津海上保安署等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材等の整備

木更津海上保安署等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

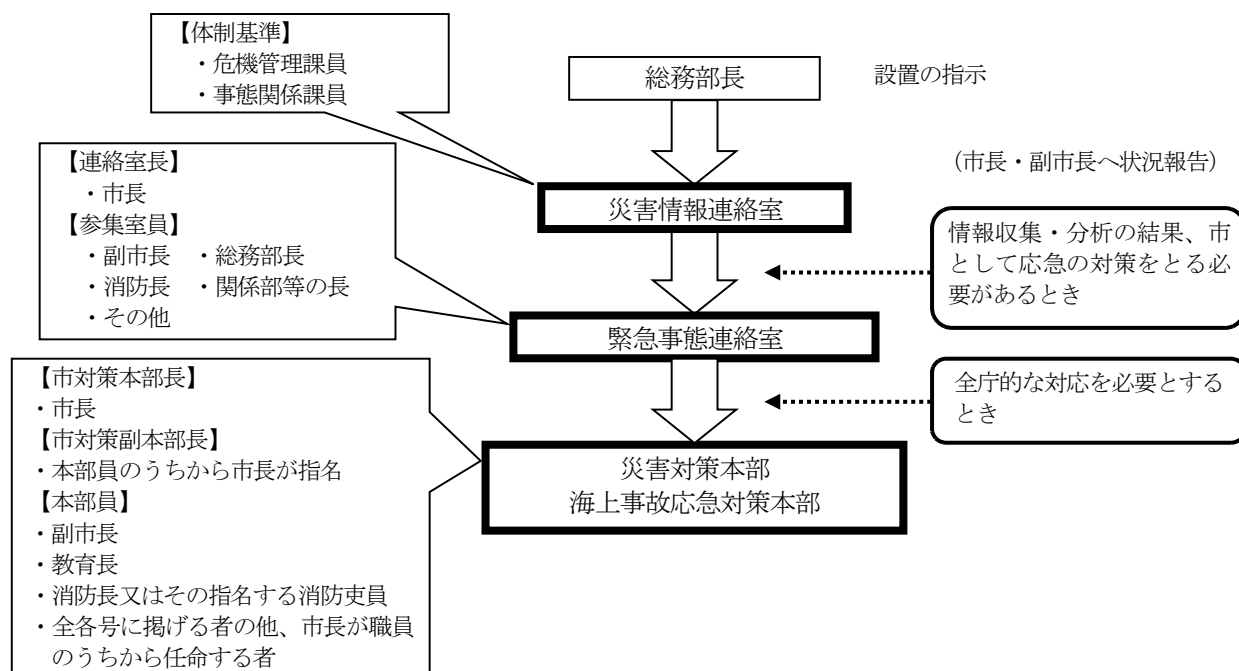
第3節 応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

1 応急活動体制

危機管理課は、海上事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■海上事故発生時の応急活動体制



2 情報の収集伝達

海上事故災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、木更津警察署、木更津海上保安署等に連絡する。本部班は、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 関係機関の体制

(1) 第三管区海上保安本部の体制

ア 災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一的かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(2) 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 市の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

(1) 搜索

関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(2) 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和 43 年 3 月 29 日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

(3) 救助・救急

ア 第三管区海上保安本部（海上保安庁法第 2 条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

イ 市（災害対策基本法第 62 条、水難救護法第 1 条）

市が遭難船舶を認知した場合、直ちに木更津海上保安署及び木更津警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

ウ 県警察（水難救護法第 4 条）

警察官は、救護の事務に関し、市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を実施する。

(4) 医療救護

君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。健康推進班は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

第 6 編 大規模火災等編
第 1 章 海上事故災害対策

(5) 搬送

消防部が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

(6) 遺体の収容

原則として市が遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第 3 章第 13 節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

(7) 応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(9) 広報

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

5 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

第2章 航空機事故災害対策

第1節 基本方針

市域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

なお、海上遭難の場合は、前章「海上事故災害対策」に準ずる。

第2節 予防計画

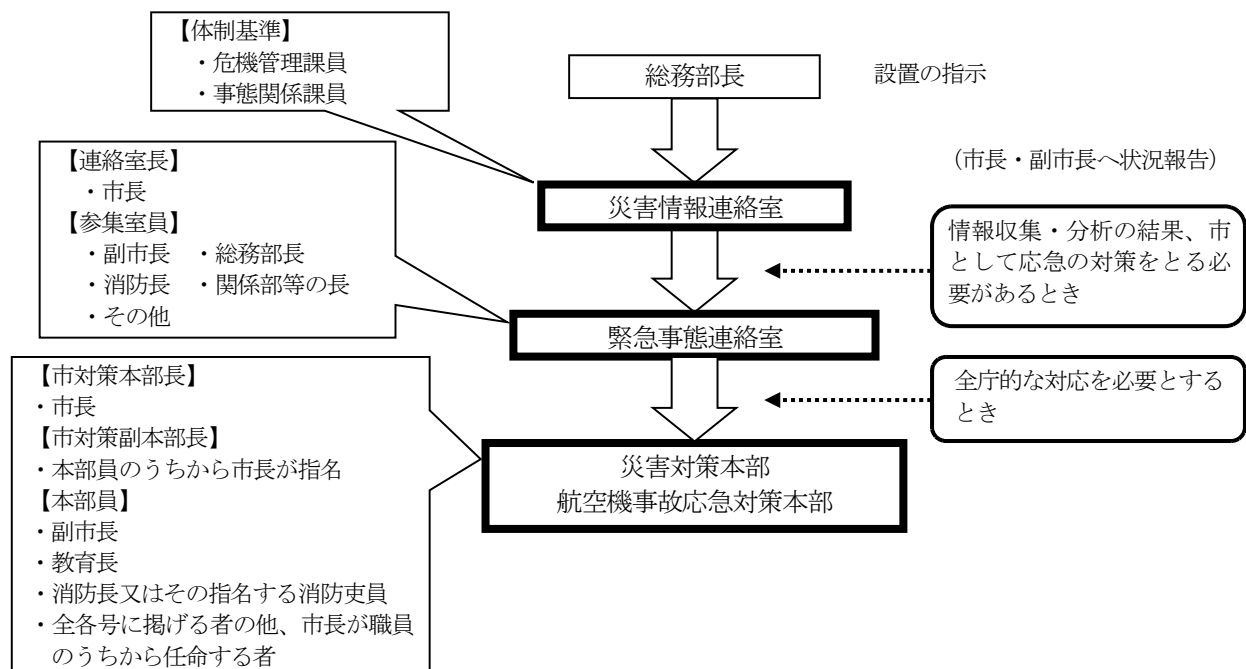
危機管理課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、航空機事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■航空機事故発生時の応急活動体制



2 情報の収集

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

3 消防活動

消防部は、化学車両、泡消火薬剤等による消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

第6編 公共交通等事故編
第2章 航空機事故災害対策

4 救助・救急

消防部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、君津木更津医師会、君津木更津市歯科医師会等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5 遺体の収容

社会福祉班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6 交通規制

木更津警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。本部班は、市防災行政無線を通して広報に協力する。

7 広報活動

シティプロモーション班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらび安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等による広報活動を行う。

8 防疫・清掃

健康推進班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、災害救助法等の定めにより行う。

9 避難

本部班は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

10 その他支援

本部班は、県、原因者等関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供、火葬等の必要な対応を支援する。

第3章 鉄道事故災害対策

第1節 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

第2節 予防計画

1 事業者による予防対策

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

2 行政等による予防対策

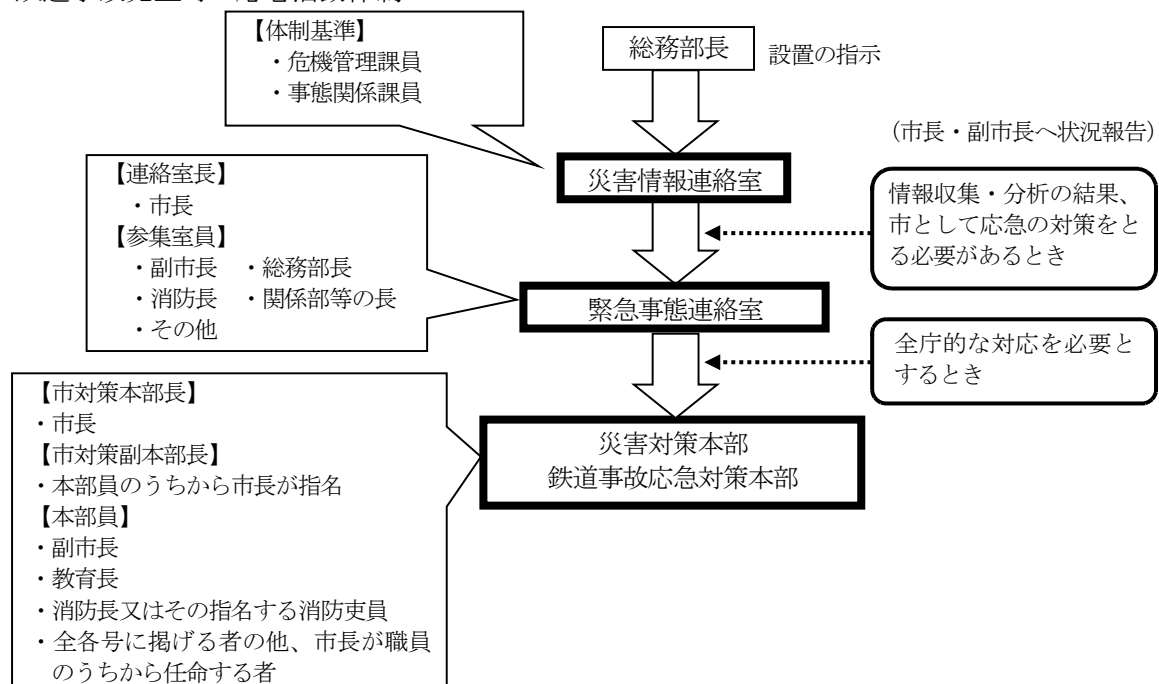
- (1) 市、県、国、公共機関及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 市、県及び国は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 市、県、国及び道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、鉄道事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■鉄道事故発生時の応急活動体制



第6編 公共交通等事故編
第3章 鉄道事故災害対策

2 情報収集・伝達体制

本部班は、発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

3 相互協力・派遣要請計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- (2) 本部長（市長）は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (3) 本部長（市長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

消防部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護のため健康推進班は、災害現場に救護所を設置し、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

6 交通規制

木更津警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

7 避難

本部班は、列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難所等を開設する。避難誘導に際しては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

8 広報活動

シティプロモーション班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらび安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等による広報活動を行う。

第 4 章 道路事故災害対策

第 1 節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第 2 節 予防計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実 施 内 容
危険箇所の把握	道 路 管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
	道 路 管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
危険箇所の改修	県	市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※道路管理者：千葉県、木更津市、東京湾横断道路(株)などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

3 東京湾アクアラインの防災対策

東京湾アクアラインの海底トンネル部分は関係法令等により、危険物運搬車両の通行が禁止されるとともに、火災事故に対処するため、通報・警報設備、消火設備及び避難設備等の非常用施設を設置する等の防災対策がなされている。また、災害時に消防機関が使用する床版下トンネル用特殊車両を両サイドの人工島に用意する等の消防力の強化が図られている。

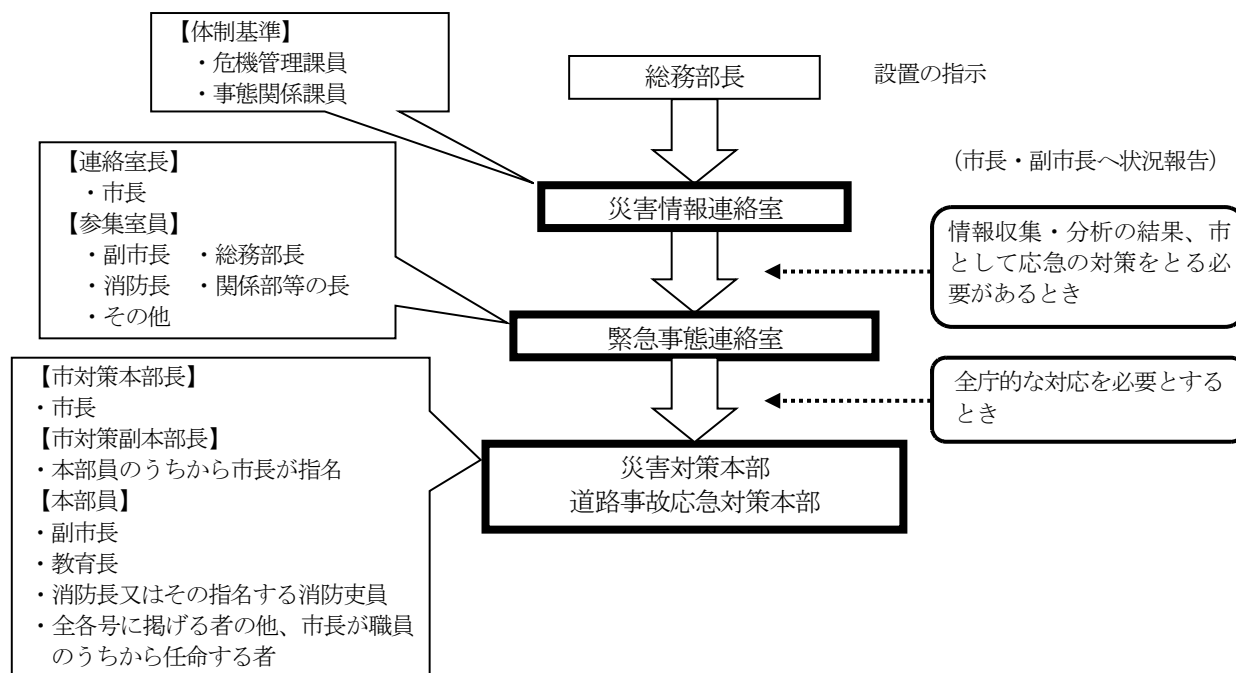
消防活動については、平成9年12月1日に木更津市と川崎市の間で締結された「東京湾アクアライン消防相互応援協定」に基づき、上り線（至川崎）を木更津市消防本部が、下り線（至木更津）を川崎市消防局が担当している。消防活動の習熟を図るため、年1回以上、消防機関、警察機関と合同で防災訓練を実施していく。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、道路事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■道路事故発生時の応急活動体制



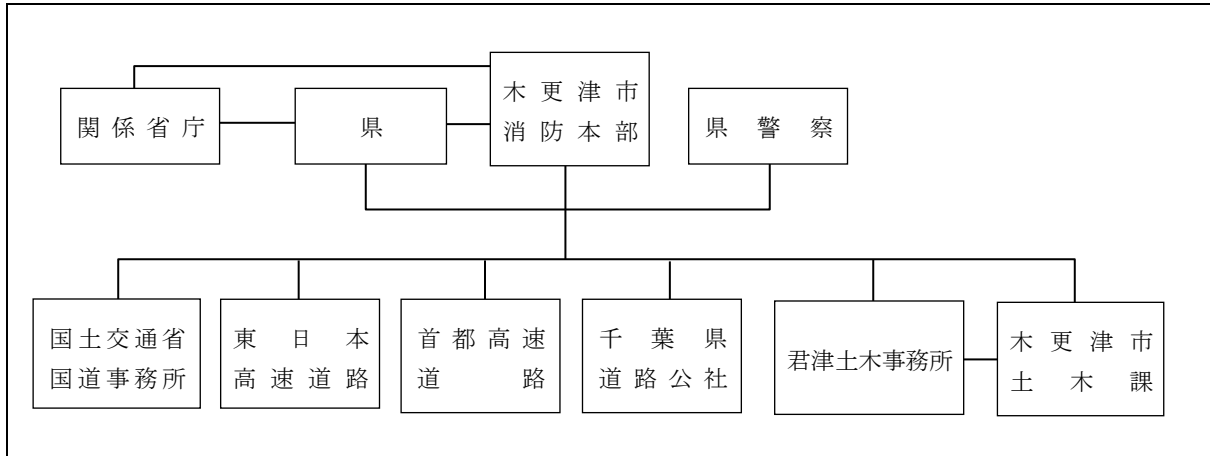
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。また、市及び県は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実 施 内 容
警戒活動	道路管理者 及び 県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成 12 年 3 月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策

第6編 公共交通等事故編

第4章 道路事故災害対策

定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

(1) 情報連絡

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は防除活動が適切に行われるよう、消防隊に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 消防活動

消防部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(4) 救助・救急

消防部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

(5) 交通規制

道路管理者及び木更津警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(6) 避難

消防部及び木更津警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

(7) 広報

シティプロモーション班は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を、防災行政用無線、広報車、きさらび安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等により広報する。

(8) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。